

令和4年2月20日より

長期優良住宅認定制度が一部変更となります

改正概要

1 認定手数料の改正

◎戸建て新築（確認書添付）の場合	新築	10,200円
	増改築	12,400円
	計画の変更	10,200円

※譲受人の決定及び地位の承継の承認に伴う認定はこれまでどおり、手数料はありません。

※詳細については、別紙1をご覧ください。

2 区分所有住宅（分譲マンション）に係る手続きの見直し

住戸単位で行われてきた手続きが住棟（建物）単位となります。

※賃貸共同住宅は住戸単位での手続きです。

3 登録住宅性能評価機関による事前審査の見直し

登録住宅性能評価機関による審査が長期使用構造等のみとなります。

これまで認定申請に添付していた登録住宅性能評価機関が発行する「適合証」は、長期使用構造等の結果を示す「確認書」または「設計住宅性能評価書」に代わります。

※申請にあたっての添付書類については、別紙2をご覧ください。

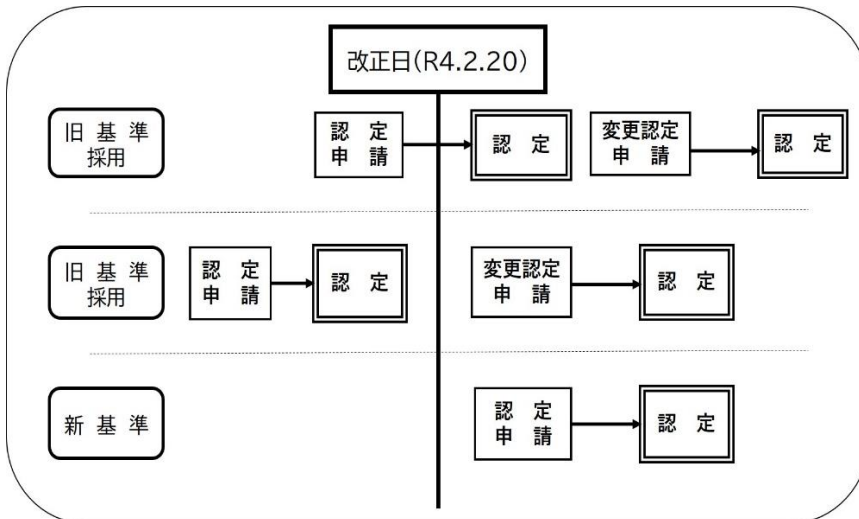
4 自然災害に係る認定基準の追加

長期優良住宅認定基準に「自然災害による被害の発生防止または、軽減に配慮されたものであること（災害配慮基準）」が追加されることを受け、本市では下記のとおり認定を行わない区域を設定しておりますのでご注意ください。

認定を行わない区域	・地すべり防止区域	・急傾斜地崩壊危険区域
	・土砂災害特別警戒区域	・災害危険区域

○経過措置

改正日前（R4.2.19）までに申請したものは、以後の手続きについても改正前の法律が適用となります。



【注意】
区分所有住宅の計画変更（譲受人の決定）は、戸建て住宅の計画変更（左図）と取り扱いが異なります。

改正に伴う仙台市の取扱いについては裏面をご覧ください。⇒

改正に伴う仙台市の取扱いについて

○が付いた申請方法の場合のみ受付可

	申請方法					その他の注意事項
	右のどれも添付しない	確認書	住宅性能評価書		適合証	
			長期使用構造等の確認あり	長期使用構造等の確認なし		
R4.2.20以降の新規申請及び計画変更 ※①	○	○	○	—	—	災害リスクが確認できる書類の添付が必須
R4.2.19までに申請した住宅の計画変更 ※②	○	—	—	○	—	申請書・認定基準・手数料は改正前の法律等を適用

※① 令和4年2月20日以降の新規申請

確認書等（長期使用構造等である旨が記載された確認書・住宅性能評価書）を添付する申請、または添付しない申請の2種類の方法により添付図書・手数料が異なります。従前の適合証および長期使用構造等である旨の記載がない住宅性能評価書を添付した申請では認定できません。

また、災害リスクが確認できる書類として、「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」の参考図の添付が必要となります。

（別紙2 4.居住環境要件等確認書類⑤を参照）

※② 令和4年2月19日までに認定申請した住宅の計画変更申請

長期優良住宅法第8条に基づく計画変更申請を令和4年2月20日以降に行う場合は、長期使用構造等である旨の記載がない住宅性能評価書を添付する申請、または添付しない申請の2種類の方法となります。確認書等および適合証を添付した申請はできません。

また、この場合の申請書・認定基準・手数料等は、改正前の法律等が適用されます。

長期優良住宅認定制度についての詳細は各ホームページをご覧ください。

仙台市ホームページ・QRコード

<http://www.city.sendai.jp/kenchikushidokanri/jigyosha/taisaku/kenchiku/gyose/shiryo/choki.html>



国土交通省ホームページ・QRコード

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html



お問合せ先

（法改正及び制度全般について） 仙台市 建築指導課 管理係	電 話：022-214-8347（直通） メールアドレス：tos009420@city.sendai.jp
（申請等の窓口） 認定を受けようとする住宅がある 区役所 街並み形成課	青葉区役所 022-225-7211（代表） 宮城野区役所 022-291-2111（代表） 若林区役所 022-282-1111（代表） 太白区役所 022-247-1111（代表） 泉区役所 022-372-3111（代表）